

平成26年(ワ)第3241号 損害賠償請求事件

原 告 鶴田明日香

被 告 社会福祉法人 [] 会

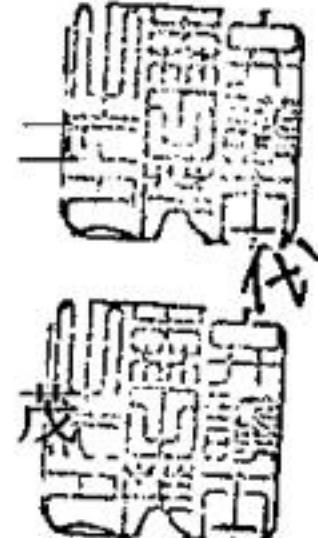
準備書面（1）

平成26年11月10日

名古屋地方裁判所 民事第4部イC係 御中

原告訴訟代理人弁護士 中 谷 雄

同 森 田



原告は、被告の求釈明事項について、以下の通り回答する。

1. 「目を離さないように」との義務

すでに主張したとおり、被告は契約上の義務として利用者に対する安全配慮義務を負っている。

そして、安全配慮義務の具体的な内容は、当然のことながら利用者の特性（例えば、年齢、体力、性格等）やその状況（例えば、利用者のいる場所、利用者の行動など）などによって異なる。

本件事故についてみれば、すでに訴状で述べたとおり、早亭は若くて（当時28歳）足も速くすぐにどこかに行ってしまう性格である。また、当時の状況についての被告の説明によると、早亭は（個別の部屋ではなく）共用部でリズム運動をしていたが、その最中に天使の扉（施設外部へ出る三重の扉のうち最も施設側

にあるもの）に行こうとするので、その度に職員に声をかけられ戻ってリズム運動をするという行動を繰り返していた（甲第8号証2頁9行目から18行目）。

このような早亭の特性と当時の状況からすれば、再び早亭が天使の扉に行こうとしたら、そのことに気付くように常に職員の誰かが早亭に注意している必要がある。「目を離さないように」とは、このことを指している。そして、これは安全配慮義務の具体的な内容の一つであり、契約上の義務である。

ただし、この義務は職員1人が常に早亭に付き添っていることを要求するものではない。他の利用者の対応をしながらでも、早亭が天使の扉に行こうとしたらそのことに気付く程度の注意をすることは可能である。また、早亭に注意をしていた職員がその場を離れる場合には、他の職員に声をかけて早亭に注意する役割を引き継いでもらえばよい。この義務を果たすことは何ら難しくはないのである。

もちろん、常時早亭1名に対し1名の職員の配置を求めるものでもない。

2、「扉の開閉時に利用者が抜け出さないように人を置くなどの配慮」について
この義務も安全配慮義務の具体的な内容であり、契約上の義務である。

このような義務が生じるのは出入りが可能な扉の開閉時であり、扉が閉まっているときまで人の配置を要求するものではない。また、入所期間全部についての義務でもない。

3、不法行為

職員の過失によって、早亭は施設を抜け出し、スーパーでドーナツを食べて喉につまらせて死亡した。

上記のように早亭が施設を抜け出した時に最後まで対応していた職員は、早亭が以前にも外出時、行方がわからなくなり、近所のコンビニに入って食物を食べていたのであるから、完全に目を離した時には、施設を抜け出すことは予見可能であった。そして、以前と同様に近所のコンビニやスーパーに入り食物を詰め込むことも十分に予見可能だったのである。そうであれば、職員には早亭の動静に

注意し、自分がその場所を離れる際には、他の職員に声を掛けて動静に注意するよう引き継ぐべき義務が存在した。しかるに、被告の状況説明によっても、当日、早亭は天使の扉の方へ行こうとしていたというのであるから、自分がその場を離れなければならない状態になった時に、早亭の動静に注意するよう他の職員への引き継ぎ等の措置をとることはむしろ、当然である。この当然の引き継ぎもせず、漫然とその場を離れた結果、早亭は施設を抜け出し、近所のスーパーで食物を詰まらせて死亡するに至ったのである。このように早亭が施設を抜け出した時に最後まで対応していた職員には、早亭の行動が予見でき、早亭の動静に注意し、自分がその場所を離れる際には、他の職員に声を掛けて動静に注意するよう引き継ぐことは可能であったのに、それを怠ったのであるから、過失が存在する。同時にそれは、安全配慮義務に反する内容であった。被告の職員は、被告にとって履行補助者であり、履行補助者が安全配慮義務に違反する行為を行った場合、不法行為が成立することについては、電通過労自殺事件最高裁判決（最二小判平 12. 3. 24 民集 54 - 3 - 1155、労判 779 - 13 参照）が認めるところである。履行補助者の過失による不法行為が存在した時には、被告は使用者責任（民法 715 条）を負うと同時に安全配慮義務違反による債務不履行責任を問われこととなる。

以上